（特別売渡しができるその他の場合）

第三十条　法第二十四条第三号の農林水産省令で定める場合は、管理上の必要がある場合及び農林水産大臣が指定する用途に供する場合とする。

（削る。）

（都道府県知事が報告をさせることができる場合）

第三十一条　令第十六条第二項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一　法第十条第一項の規定による指定事業者の指定を行うに当たつて必要と認められる場合

二　法第十条第一項第三号の規定により農林水産大臣から意見を求められた場合

三　都道府県知事が報告をさせるとすれば、農林水産大臣が報告をさせる場合よりも効率的に行われると認められる場合であつて、農林水産大臣が必要と認める場合

（報告）

第三十二条　令第十六条第五項の規定による報告は、次に掲げる事項について、遅滞なくしなければならない。

一　報告を求め、又は立入検査をした特定乳製品の生産者又は販売業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び所在地）

二　報告を求め、又は立入検査をした年月日

三　徴収した報告の内容又は立入検査の結果

四　その他参考となる事項

（指定乳製品の特別売渡しができるその他の場合）

第十五条　法第十一条第三号の農林水産省令で定める場合は、管理上の必要がある場合及び農林水産大臣が指定する用途に供する場合とする。

（指定乳製品の買入れをしないその他の場合）

第十六条　法第八条の規定による買入れに係る法第十二条第五号の農林水産省令で定める理由は、次のとおりとする。

一　荷口の数量が五トンに満たないこと。

二　正味重量及び包装が別表に掲げる種類ごとの正味重量及び包装に適合しないこと。

三　生産の日から買入れの日までの期間が、バターにあつては四十日（法第七条第二項の計画に基づいて保管したものにあつては、九十日）、その他の指定乳製品にあつては六十日（同項の計画に基づいて保管したものにあつては、百八十日）を超えていること。

（新設）

（新設）

（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則の一部改正）

第二条　独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（削る。）	（指定乳製品の保管経費に対する補助） **第一条**　独立行政法人農畜産業振興機構法（以下「法」という。）第十条第一号ニの規定による補助は、指定乳製品の保管に関する計画について畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。次条において「畜産経営安定法」という。）第七条第二項の認定を受けた者が当該計画に基づいて保管した指定乳製品を販売した場合において、その販売代金の総額からその保管に要した経費の総額を減じた額が、当該指定乳製品の数量に当該指定乳製品の安定下位価格を乗じて得た額を下回るものであるときに行うものとする。
（畜産業振興事業） **第一条**　独立行政法人農畜産業振興機構法（以下「法」という。）第十条第二号の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる事業で、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、中小企業等協同組合、協業組合（農林水産大臣が定める基準に適合するものであつて第一号に掲げる事業を行う場合に限る。）、一般社団法人若しくは一般財団法人、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が株主となつている株式会社（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）、消費生活協同組合若しくは消費生活協同組合連合会（第一号に掲げる事業を行う場合に限る。）、一般消費者が直接若しくは間接の構成員となつている団体（農林水産大臣が定める基準に適合するも	（畜産業振興事業） **第二条**　法第十条第二号の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる事業で、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、中小企業等協同組合、協業組合（農林水産大臣が定める基準に適合するものであつて第一号に掲げる事業を行う場合に限る。）、一般社団法人若しくは一般財団法人、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が株主となつている株式会社（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）、消費生活協同組合若しくは消費生活協同組合連合会（第一号に掲げる事業を行う場合に限る。）、一般消費者が直接若しくは間接の構成員となつている団体（農林水産大臣が定める基準に適合するものであつて第一号に掲げる事業を行う場合に限る。）、畜産経営